

相活士月刊メールマガジン7月号 ～VOL.33～

相活士事務局です。第33回目のメールマガジンになります。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に2回、遺言相続ドットコムに掲載記事を登録いただいているメールアドレスに送付しております(原則火曜日と金曜日)。そちらもぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. 法務局における自筆証書遺言保管制度が始まりました！
2. 遺言相続ドットコム本日更新内容
3. メディア掲載情報
4. 「相続終活専門士サイト」をリニューアルいたしました！★再録★
5. 更新を迎える方へ
6. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 法務局における自筆証書遺言保管制度が始まりました！

先週7/10(金)に、法務局における自筆証書遺言保管制度がいよいよ始まりました。制度の概要、メリット・デメリット、手続きの流れ等について、先月号のメルマガにてご紹介しておりますので再度ご確認ください。尚、会員専用サイト「相活士ONLINE」にログインいただければ、過去分のメルマガがご覧いただけますのでぜひアクセスしていただければ幸いです。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

2. 遺言相続ドットコム本日更新内容

もし遺産分割協議後に遺言が見つかったら？

被相続人(亡くなった人)が遺言を作成していなかった場合、遺産を分割するためには「遺産分割協議書」が必要になります。(相続人が一人だけの場合や、複数人いても不動産を法定相続分どおりに共有名義に登記するだけの場合は不要です。)

遺産分割協議書がないと、相続税の申告ができない、被相続人名義の金融資産や不動産の名義変更ができない、といった不都合が生じることになります。

遺産分割協議書とは、被相続人の遺産を①誰が、②どの財産を、③どのくらい相続するのか、について具体的に記載し、相続人全員の署名押印(=同意)のうえ作成するものです。

一方、相続における争い、いわゆる“争う族”の火種は、この遺産分割協議の時に起こることが非常に多いのです。相続人たちがそれぞれの取り分を主張し合うわけですから、揉め事になりやすいことは容易に想像できるでしょう。

例えば、夫が亡くなったとします。

夫は自筆証書遺言を作成していたにも関わらず、死後、妻や子といった相続人たちによって発見されなかったため、相続人たちは遺言が存在しないものとして、全員で遺産分割協議のうえ、遺産分割協議書を作成することになります。

幸いにも、揉め事になることもなく、遺産分割協議は終了。作成した遺産分割協議書をもとに相続税申告や金融資産、不動産の各種名義変更を進めることになります。

しかし、夫の遺品整理も終わりかけたある日、夫が書いた遺言が見つかったのです。

(自筆証書であるため家庭裁判所の検認を受けて) 遺言を開封したところ、そこには相続人たちが決めた遺産分割協議書の内容とは大きく異なる遺産分割内容が記載されていました。

さて、このような場合、どうすべきなのでしょう？

せっかく相続人全員で決めて作成した遺産分割協議書が無駄になるのでしょうか…

結論から言えば、相続人全員が遺言書の内容とは異なる遺産分割協議を行ったことに同意しているのであれば、作成した遺産分割協議書のとおり遺産分割しても構いません。これは、上述のように、後から遺言が見つかった場合に限らず、初めから遺言が存在していたとしても、相続人全員が同意しているのであれば、遺言ではなく、遺産分割協議に則って分割しても構わないのです。つまり、必ずしも遺言に従わなくてもよいのです。せっかく被相続人が遺言を書いたのに…と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、遺された相続人全員が合意すれば、それが優先されることになるのです。

しかし、あくまで相続人全員の同意が大前提です。遺言が後から見つかり、相続人のうち1人でも「やはり遺産分割協議書ではなく遺言のとおり分割すべきだ」と主張すれば、遺言のとおり分割し直すことになるでしょう。尚、遺言に時効はありません。相続発生後、何年経っていたとしても遺言の効力が失われることはありません。

遺産分割協議がまとまらず、紛争に発展することはよくある話です。そんなときは、法的効力のある遺言が最優先されることとなりますので、やはり遺言の存在意義は非常に大きいといえます。

相続終活専門士の皆さまにおかれましては、引き続き遺言作成(特に公正証書遺言)の推進を積極的に行っていただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

新刊 JP に当協会代表・江幡のインタビューが掲載されています。

前編 <https://bit.ly/3cEQrzP>

後編 <https://bit.ly/2AN3cLC>

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 「相続終活専門士サイト」をリニューアルいたしました！★再録★

この度、相続終活専門士サイトをリニューアルいたしました。

<https://sokatsu.jp/>

さらに、会員専用サイト「相活士ONLINE」も一新しておりますので、ぜひ上記サイトからログインしていただきますようお願いいたします。スマートフォンからでも利用可能です。

相続終活専門士サイトの中にあります「専門士の方へ」をクリックしていただきますと、ログイン画面に進みます。ログイン方法については、以下をご覧ください。

<https://bit.ly/2Z0vZ7J>

ログインにあたっては、登録いただいているメールアドレスと初回ログイン用パスワードが必要です。

※初回ログイン用パスワードは「online1234」で、全会員共通です。

ログイン後、パスワードや会員登録情報は、「マイページ」にて変更可能です。

「相活士ONLINE」では、以下のことが可能です。

- 各種チラシをダウンロードしてプリントアウトすることができます。
- 当協会出版物を購入することができます。
- 過去のメルマガや相活士新聞の閲覧、プリントアウトができます。
- 会員登録情報の確認・変更ができます。

尚、登録メールアドレスが分からない（忘れた）、ログインできないなど、ご不明な点がございましたら、協会までご連絡くださいますようお願いいたします。（連絡先は当メルマガの最後をご覧ください。）

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。

昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。

有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。

入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。
既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。
ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。
更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。
また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。
※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は
事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族(あらそうぞく)を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆